

業務説明資料（仕様書）

1 業務の名称

令和7年度神奈川・横浜デスティネーションキャンペーンコンテンツ選定等業務

2 業務の目的

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン（以下、「神奈川・横浜DC」という。）は、「GREEN × EXPO 2027」を契機に、神奈川・横浜の多様な魅力に触れることで、新たな発見や感動を体験し、神奈川・横浜の魅力を深く理解してもらうためにJRグループ6社と地域とが一体となって実施する全国規模の大型観光キャンペーンである。

本業務においては、神奈川・横浜DCを契機に県内周遊を促進するために、神奈川・横浜DCで注力してPRする観光コンテンツを選定し、モデルコースを作成することを目的とする。

なお、神奈川・横浜DCは神奈川県と横浜市の共同主催（同額の費用負担）で実施しており、継続的な地域の観光振興につなげることを目的に、本番となる令和9年春の前年同時期にはプレキャンペーンを、本番の翌年同時期にはアフターキャンペーンを実施する。

3 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日（金）まで

4 ターゲット

（1）全国の個人及び団体旅行者

新幹線等の鉄道を利用して来県する、宿泊を伴う個人及び団体旅行者

（2）首都圏の個人及び団体旅行者

これまで日帰り度2度以上来県したことのある個人及び団体旅行者

5 業務の内容【企画提案事項】

受託者は以下の業務を実施すること。なお、業者選定（プロポーザル方式の提案）時における提案内容は下線部分を提案書に記載すること。

（1）DC特別コンテンツの選定・企画内容の提案

次のアからエの中から、DCを契機として県内周遊を促進するための30件程度のコンテンツ（プレDCまでに磨き上げるものを10件程度、DC本番までに磨き上げるものを20件程度）を選定すること。

※「磨き上げ」とは、既存の観光資源や体験をより魅力的に改善し、付加価値を高めることで、観光客の満足度向上や誘客につなげる取組のこと。

ア 神奈川県観光サイト「観光かながわNOW」に掲載しているコンテンツ

イ 横浜市観光協会「横浜観光情報」に掲載しているコンテンツ

ウ 受託者が把握しているコンテンツ

エ 県内市町村、観光協会等から提出されるコンテンツ（受託者確定後、委託者が別途提供）

コンテンツを磨き上げる事例：

- ・地産品として全国的には認知度の高くない食品等の収穫・加工を体験ツアーとして造成
- ・コンテンツとして魅力はあるが認知度の高くない飲食店等で、地産品を使った新規メニューを開発
- ・地域で特徴のある自然、人、農業、漁業、生活等に触れる体験ツアーを新規造成
- ・観光客の滞在時間延長や宿泊につながるよう、ナイトタイム、モーニングタイムを楽しむコンテンツを造成
- ・知られざる歴史、エピソードや斬新な視点から、新たな魅力を創出するストーリー性を持たせたコンテンツを造成 など

なお、選定するコンテンツは次のアからクを考慮して企画すること。

- ア 神奈川・横浜DCの「目指すべき方向性」（下記参照）
- イ 神奈川県及び横浜市の取組（下記参照）
- ウ 選定理由（「なぜこのコンテンツなのか」を裏付ける背景や理由）
- エ コンテンツのストーリー性
- オ ターゲットに応じたコンテンツ内容や価格帯（首都圏の日帰り客に対しては、宿泊して県内周遊したくなるような魅力的な内容とすること）
- カ 実現可能性（磨き上げ内容が現実的か）
- キ 継続性の確保（コンテンツ所有者等の協力体制等）
- ク 磨き上げ後の集客力

～目指すべき方向性～

GREEN×EXPO2027を契機に、神奈川の多様な魅力※に触れることで、新たな発見や感動を体験し、神奈川・横浜の魅力を深く理解いただける旅を提供

※自然・環境（花、緑、海、山、湖）、温泉、グルメ、歴史、文化、アート、音楽、エンタメ、スポーツ、都市景観、港、夜景

～神奈川県の取組～

神奈川県では、横浜・鎌倉・箱根に次ぐ第4の国際観光地創出に向け、かながわ観光連携エリア※¹を中心とした県内周遊を推進しています。 ※¹ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/renkeieria.html>

～横浜市の取組～

横浜市では、みなとみらい地区をはじめとする市域都心臨海部への周遊を推進しています。

また、選定作業は次のア及びイを経て実施すること。磨き上げ作業は本委託とは別に実施するため、どのような磨き上げが必要となるかを調査し、磨き上げにかかる概算費用とともに中間報告書にまとめること。磨き上げ作業に要する費用の目安については、次のAからCのとおりとする。

ア 現地調査

コンテンツ造成検討会に向け、現地調査を実施し、コンテンツの概要と選定理由、磨き上げ内容案等の精査ポイントを明確にした資料を作成する。

イ 造成検討会

アの資料を用いてコンテンツ造成検討会を2回程度開催し、対象コンテンツ（30件程度）を選定する。

※審査委員は、神奈川県、横浜市、公益財団法人横浜市観光協会及び公社団法人神奈川県観光協会のほかに、有識者等を加えた7名程度を想定。有識者については、受託者からの提案を踏まえて検討する。

- A 磨き上げに1コンテンツあたり最大200万円程度かかるもの：5件程度
- B 磨き上げに1コンテンツあたり最大100万円程度かかるもの：15件程度
- C 磨き上げに1コンテンツあたり最大30万円程度かかるもの：10件程度

※プレDCとDC本番の内訳（件数）については、委託者と協議の上、決定すること。

プロポーザル方式の提案にあたっては、県内・市内のコンテンツを合計5件程度（かながわ観光連携エリアの各エリアから3件、横浜市内から2件）明示し、その5件を選んだ背景や理由（類似の磨き上げの成功事例があれば記載することが望ましい）、コンテンツのストーリー性、磨き上げの手法（最大200万円程度の内容とすること）及び磨き上げの効果を提案すること。また、造成検討会の有識者候補（1名）も記載すること。

（2）モデルコースの作成

5（1）で選定されたコンテンツを中心に、旅行客が行きたくなるような魅力的で多彩なモデルコースを10本以上作成すること。

モデルコース案は、県内・市内を滞在時間（日帰り、1泊2日、2泊3日）やテーマ別に周遊する内容とし、交通手段（二次交通の活用も可能）、移動時間及び各コンテンツでの所要時間を記載すること。可能な限り新しい視点を盛り込んで、魅力的かつ独創的なモデルコースとすること。また、発着地のいずれかに県内鉄道の旅客駅が入る行程とすること。

なお、委託者から見直しが必要と判断したコースがあった場合は、随時、委託者と協議のうえ修正案を提示して決定するものとする。

プロポーザル方式の提案にあたっては、5（1）で提案するコンテンツ5件を活用したモデルコースを2本程度提案すること。

6 追加提案【企画提案事項】

本仕様書に定める委託業務の他、効果的と考えられる企画や実施運営のアイデアがあれば、委託料上限額の範囲内で、その根拠とともに追加提案すること。

7 スケジュール

令和7年8月下旬頃	契約締結
10月下旬頃まで	現地調査、造成検討会を経て、コンテンツを選定完了
11月中旬頃まで	中間報告書を提出
11月下旬頃まで	モデルコース案を提出
12月下旬頃まで	最終報告書（モデルコース含む）、コンテンツ情報シート及びその他納品物を提出

8 納品物

（1）中間報告書

5（1）で選定されたコンテンツの磨き上げに関する調査結果（コンテンツの概要、磨き上げる内容案、概算費用等をまとめたもの）をPDF形式に加え、編集可能な形式（例：PowerPoint等）で提出すること。

(2) コンテンツ情報シート

5 (1) で選定されたコンテンツの名称、所在地、連絡先、ホームページ、営業時間、休業日、アクセス・最寄り駅、料金、駐車場の有無、バリアフリー情報、簡単な説明文等、各種広報媒体へ掲載する際に必要となる項目を含む情報を、汎用性のある編集可能なデータ

(Excel、PowerPoint 等) にまとめて納品すること。また、各種広報媒体で活用できる魅力的な画像も各コンテンツにつき 1 枚以上納品すること。

30 件程度に選定されたコンテンツは発注者が運営する特設サイトやガイドブック等に掲載するため、受託者が使用許諾を取得すること（発注者が作成した Excel 等の許諾書を使用すること）。写真や映像等を含む場合は使用権の範囲を明記し、著作権・肖像権に関する確認書を添付すること。

(3) 最終報告書

中間報告書の内容に加え、確定したモデルコース情報を記載し、本委託業務で実施したすべての内容をまとめて、PDF 形式に加え、編集可能な形式（例：PowerPoint 等）で提出すること。

9 納品先

神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン推進協議会事務局

〒231-0023 横浜市中区山下町 2 産業貿易センター 4 階

10 留意事項

- (1) 受託者は業務を進めるにあたり、委託者と緊密に連携し詳細な協議を行い、その記録を発注者に共有し作業を進めること。この場合に疑義が生じた際は、委託者と協議の上、その指示に従うこと。
- (2) 受託者は委託者の求めに従い、進捗状況の報告や中間成果物の提供を行うこと。
- (3) 受託者は、画像又は動画の提供を第三者に依頼する場合、第三者の許諾を得て画像又は動画を撮影する場合は、第三者から許諾を得ること。許諾を得る方法については受注後に委託者と協議の上決定すること。
- (4) 受託者は本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、情報が漏洩することのないよう十分注意を払うとともに、以下の事項について遵守する。
 - ア 知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
 - イ 本契約業務の実施にあたって、関係法令、条約及び規則等を遵守する。
- (5) 「個人情報の保護に関する法律」により、当該業務委託履行にあたり、当協議会の保有する個人情報を取り扱う場合はその重要性を認識し、適正に管理及び保護を行うものとする。